

## コロナウイルス関連情報（オーストリア国内におけるワクチン未接種者に対する外出制限措置）

オーストリア政府は保健省令を改正し、11月15日以降、ワクチン未接種者に対する以下の外出制限措置が実施されます。なお、警察から提示を求められる場合がありますので、外出の際は、2G証明書及び顔写真付身分証明書を必ず携行してください。

### ●措置内容

#### 1 外出制限措置

(1) 終日外出制限を実施。自宅等の私的空間を出ることは以下の理由の場合にのみ許される。ただし、2G証明書を提示出来る者と12歳未満の子どもは外出制限の対象外とする。

- ア 身体、生命、財産への直接的危険の回避
- イ 助けが必要な人の世話と支援、家族の権利行使及び家族の義務履行
- ウ 日々の生活のための基本的ニーズの充足。特に、

(ア) 同居しないパートナー、近親者（両親、子供、兄弟姉妹）、通常週に複数回接触する重要な関係者との接触

- (イ) 生活必需品の調達
- (ウ) 健康サービスを受ける
- (エ) 居住のために必要がある場合
- (オ) 墓参りや宗教行事といった宗教的目的
- (カ) 動物の世話

エ 必要な限りにおける職業上及び教育上の目的

オ 肉体的及び精神的な保養のための屋外滞在

カ 延期できない行政・裁判手続

キ 公的選挙や他の直接民主制に基づく権利行使のため

ク その他省令が定める範囲で行事に参加する場合等

(2) 12歳以上で就学年次の子どもについては、学校で実施されている検査結果を記載したテスト・パスポート（通称ニンジャ・パス）が2G証明書として有効とみなされる。（ただしウィーン州においては、テスト・パスポートは検体採取後48時間以内のPCR検査である場合に2G証明書として有効とみなされる。）

(3) 1回目接種者は検体採取後72時間以内のPCR検査による陰性証明書を提示すれば、2G証明書を代用するとみなされる。

(4) 生命・健康上のリスクからワクチン接種を受けられない者、妊婦は検体採取後72時間以内のPCR検査による陰性証明書を提示すれば、2G証明書を代用するとみなされる。

(5) 外出時には、警察から求められた場合に2G証明書を提示しなければならない（併せて、顔写真付身分証明書の提示を求められることがある。）。

#### 2 その他

(1) （これまでの措置に加えて）商店、サービス業における2Gルールの実施。但し生活必需品等を除く。

(2) 連邦政府の措置は最低基準であり、各州は地域毎に更に厳格な措置を実施することが出来る。

（問い合わせ先）

○在オーストリア日本国大使館

住所：Hessgasse 6, 1010 Vienna, Austria

電話：（市外局番01）531920

Fax：（市外局番01）5320590

ホームページ：[https://www.at.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.at.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>